

# 平成29年第2回宇治田原町議会定例会

## 目 次

### ○第1日（平成29年6月8日）

議事日程（第1号）	1
日程第1 会議録署名議員の指名	4
日程第2 会期の決定	4
日程第3 諸報告	4
日程第4 報告第2号 平成28年度宇治田原町一般会計繰越明許費繰越計算書について	6
日程第5 報告第3号 平成28年度宇治田原町公共下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書について	6
日程第6 報告第4号 平成28年度宇治田原町水道事業会計予算繰越計算書について	6
日程第7 議案第35号 宇治田原町農業委員会委員の任命について	7
日程第8 議案第36号 宇治田原町農業委員会委員の任命について	7
日程第9 議案第37号 宇治田原町農業委員会委員の任命について	7
日程第10 議案第38号 宇治田原町農業委員会委員の任命について	7
日程第11 議案第39号 宇治田原町農業委員会委員の任命について	7
日程第12 議案第40号 宇治田原町農業委員会委員の任命について	7
日程第13 議案第41号 宇治田原町農業委員会委員の任命について	7
日程第14 議案第42号 宇治田原町農業委員会委員の任命について	7
日程第15 議案第43号 宇治田原町農業委員会委員の任命について	7
日程第16 議案第44号 宇治田原町農業委員会委員の任命について	7
日程第17 議案第45号 宇治田原町農業委員会委員の任命について	7
日程第18 議案第46号 宇治田原町農業委員会委員の任命について	7
日程第19 議案第47号 宇治田原町農業委員会委員の任命について	7
日程第20 議案第48号 宇治田原町農業委員会委員の任命について	7
日程第21 議案第32号 宇治田原町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を制定するについて	8
日程第22 議案第33号 宇治田原町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例を制定するについて	8

日程第23	議案第34号	宇治田原町税条例の一部を改正する条例を制定するに ついて……………	8
日程第24	議案第31号	平成29年度宇治田原町一般会計補正予算（第1号）…	8
日程第25	請願第1号	宇治田原町新庁舎建設予定地に関する請願書……………	11
日程第26	請願第2号	新庁舎の早期実現を求める請願書……………	11
日程第27	意見書第3号	「テロ等準備罪（共謀罪）」の撤回を求める意見書 （案）……………	11

平成29年第2回宇治田原町議会定例会

議事日程(第1号)

平成29年6月8日

午前10時開議

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸報告
- 日程第4 報告第2号 平成28年度宇治田原町一般会計繰越明許費繰越計算書について
- 日程第5 報告第3号 平成28年度宇治田原町公共下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書について
- 日程第6 報告第4号 平成28年度宇治田原町水道事業会計予算繰越計算書について
- 日程第7 議案第35号 宇治田原町農業委員会委員の任命について
- 日程第8 議案第36号 宇治田原町農業委員会委員の任命について
- 日程第9 議案第37号 宇治田原町農業委員会委員の任命について
- 日程第10 議案第38号 宇治田原町農業委員会委員の任命について
- 日程第11 議案第39号 宇治田原町農業委員会委員の任命について
- 日程第12 議案第40号 宇治田原町農業委員会委員の任命について
- 日程第13 議案第41号 宇治田原町農業委員会委員の任命について
- 日程第14 議案第42号 宇治田原町農業委員会委員の任命について
- 日程第15 議案第43号 宇治田原町農業委員会委員の任命について
- 日程第16 議案第44号 宇治田原町農業委員会委員の任命について
- 日程第17 議案第45号 宇治田原町農業委員会委員の任命について
- 日程第18 議案第46号 宇治田原町農業委員会委員の任命について
- 日程第19 議案第47号 宇治田原町農業委員会委員の任命について
- 日程第20 議案第48号 宇治田原町農業委員会委員の任命について
- 日程第21 議案第32号 宇治田原町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を制定するについて
- 日程第22 議案第33号 宇治田原町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例を制定するについて

- 日程第23 議案第34号 宇治田原町税条例の一部を改正する条例を制定するについて
- 日程第24 議案第31号 平成29年度宇治田原町一般会計補正予算（第1号）
- 日程第25 請願第1号 宇治田原町新庁舎建設予定地に関する請願書
- 日程第26 請願第2号 新庁舎の早期実現を求める請願書
- 日程第27 意見書第3号 「テロ等準備罪（共謀罪）」の撤回を求める意見書（案）

## 1. 出席議員

議長	12番	田中修	議員
副議長	1番	谷口重和	議員
	2番	松本健治	議員
	3番	垣内秋弘	議員
	4番	馬場哉	議員
	5番	浅田晃弘	議員
	6番	原田周一	議員
	7番	山本精	議員
	8番	藤本英樹	議員
	9番	山内実貴子	議員
	10番	今西久美子	議員
	11番	谷口整	議員

## 1. 欠席議員 なし

## 1. 地方自治法第121条の規定により会議事件の説明のため出席を求めるものは次のとおりである。

町	長	西谷信夫	君
副町	長	田中雅和	君
教育	長	増田千秋	君
総務部	長	久野村観光	君
健康福祉部	長	光嶋隆	君
建設事業部	長	野田泰生	君

教 育 部 長	黒 川 剛 君
総 務 課 長	清 水 清 君
企 画 財 政 課 長	奥 谷 明 君
税 住 民 課 長	長 谷 川 み どり 君
介 護 医 療 課 長	廣 島 照 美 君
健 康 児 童 課 長	立 原 信 子 君
建 設 環 境 課 長	垣 内 清 文 君
プロジェクト推進課長	山 下 仁 司 君
産 業 観 光 課 長	木 原 浩 一 君
上 下 水 道 課 長	青 山 公 紀 君
会 計 管 理 者 兼 会 計 課 長	馬 場 浩 君
社 会 教 育 課 長	岩 井 直 子 君

1. 職務のため出席した事務局職員は次のとおりである。

事 務 局 長	村 山 和 弘 君
庶 務 係 長	岡 崎 貴 子 君

---

開 会 午前10時00分

○議長（田中 修） 皆さん、おはようございます。

それでは、ただいまの出席議員は12名であります。定足数に達しておりますので、ただいまから平成29年第2回宇治田原町議会定例会を開会いたします。

これより本日の会議を開きます。

---

### ◎会議録署名議員の指名

○議長（田中 修） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、4番、馬場哉君及び8番、藤本英樹君を指名いたします。

以上の両名に差し支えのある場合には、次の順序の議員にお願いをいたします。

---

### ◎会期の決定

○議長（田中 修） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は本日から6月22日までの15日間にいたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 修） 異議なしと認めます。よって会期は本日から6月22日までの15日間に決定しました。

会期中の予定につきましては、お手元に配付の定例会日程表のとおりであります。

---

### ◎諸報告

○議長（田中 修） 日程第3、諸報告を行います。

議長において受理いたしました陳情書1件及び要望書1件は、お手元に配付のとおりでございます。

各議員におかれましては、十分にご高覧いただきますようよろしくお願いを申し上げます。

これで諸報告を終わります。

ここで、町長より発言を求められておりますので、これを許します。町長。

○町長（西谷信夫） 皆様、おはようございます。

6月町議会定例会開会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

本日は、平成29年第2回宇治田原町議会定例会を招集させていただきましたところ、議員の皆様方には、公私ともお忙しいところ、ご参集をいただき、ここに開会できますことを厚くお礼を申し上げます。

議員各位におかれましては、ますますご健勝にてご活躍のことと心からお喜びを申し上げますとともに、平素から宇治田原町行政の推進に何かとご理解、ご尽力をいただいておりますことに心から厚くお礼を申し上げます。

さて、先日、本町南地内におきまして、熊の目撃情報が本町に寄せられました。これを受け、本町におきましては目撃情報をもとに現場調査を行い、パトロールの実施や啓発看板の設置、新聞折り込みやホームページによる住民への周知等を実施しているところであります。

引き続き関係機関とも連携を密にする中、住民の皆様へ情報提供等に努めてまいりますので、どうぞよろしくお願いを申し上げます。

6月に入り、一番茶の収穫もほぼ終わられたところです。3月の平均気温が平年と比べ低かったことから、本年の一番茶萌芽日は平年より2日遅い4月7日となりました。その後は低温が続いたものの、5月に入り好天に恵まれ、順調に摘採され終盤を迎えられたところであります。

今年度は、第71回全国茶品評会が長崎県で、第70回関西茶品評会が愛知県で開催されるに当たり、生産者並びに茶摘みさんリーダー、各関係機関が一丸となって出品茶の生産に当たっていただき、大変すばらしい高品質のお茶が製造されたと聞いておるところでございます。

本年度は「お茶の京都」のターゲットイヤーでもあり、お茶に関するイベントが各地で開催され盛り上がりを見せる中、各品評会におけます上位入賞、また3年連続のかぶせ茶産地賞獲得に向けて、大いに期待をしておるところでございます。

そのような中、5月22日には本町岩山地区にありますゲストハウス「マルジュウ」におきまして、本町では2回目となる山田京都府知事との和い和いミーティングが開催されました。今回は、「お茶の京都」を契機とした宇治田原町の元気づくりをテーマに、お茶、観光、産業、子育て、道路整備など、さまざまな分野にわたり、8名のパネリストとともに意見交換を行ったところであり、私といたしましても、今後の町づくり推進に対する思いを新たにいたしましたところでございます。

さて、昨日、近畿地方は梅雨入りとなり、本年も出水期を迎えました。本町におきましては、去る6月6日に町地域防災計画に基づき、災害による危険が予想される場所の

防災パトロールを実施したところでございますが、住民の皆様が安心・安全な生活が送れますよう、常に防災関係機関との連絡体制を確立し、また、議員の皆様方、住民の皆様方のご協力を得ながら、引き続き災害時における対応が円滑に行えるよう、対策に取り組んでまいりたいと考えているところでございます。

また、5月15日には、NTT西日本と災害時に被災者の通信手段を確保するため、災害時における特設公衆電話の設置・利用に関する協定を締結し、町内6避難所に災害時に無料で通話できる特設公衆電話を整備していただいたところでございます。

今議会にご提案させていただきます議案は、平成29年度一般会計補正予算（第1号）など、予算議案1件、条例議案3件、人事関係14件、報告3件の合計21件でございます。

それぞれの議案内容につきましては、後ほど提案説明をさせていただきますが、どうぞよろしくご審議をいただきまして、ご可決ご同意賜りますようお願いを申し上げまして、開会に当たりましてのご挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

---

#### ◎報告第2号～報告第4号の一括上程、説明

○議長（田中 修） 日程第4から日程第6は、いずれも報告でございます。会議規則第37条により、一括して報告を求めます。町長。

○町長（西谷信夫） それでは、報告第2号から報告第4号につきましてご説明を申し上げます。

報告第2号、平成28年度宇治田原町一般会計繰越明許費繰越計算書につきましては、平成28年度宇治田原町一般会計補正予算（第3号）及び（第4号）で繰越明許費の設定を行いました新庁舎建設事業費、宇治田原山手線整備事業費、また、お茶の京都交流拠点整備推進事業費などに係る繰越明許費繰越計算書を調製いたしましたので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により報告するものでございます。

続きまして、報告第3号、平成28年度宇治田原町公共下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書につきましては、平成28年度宇治田原町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）で繰越明許費の設定を行いました。公共下水道管渠整備事業に係る繰越明許費繰越計算書を調製いたしましたので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により報告するものでございます。

続きまして、報告第4号、平成28年度宇治田原町水道事業会計予算繰越計算書につ

きましては、くつわ池配水池加圧ポンプ施設新設工事などの事業費を翌年度に繰り越す必要が生じたことから、水道事業会計予算繰越計算書を調製いたしましたので、地方公営企業法第26条第3項の規定により報告するものでございます。

以上でございます。

○議長（田中 修） これで、町長からの報告を終わります。

---

### ◎議案第35号～議案第48号の一括上程、説明

○議長（田中 修） 会議規則第37条により、日程第7から日程第20まで、議案第35号から議案第48号までの14議案を一括議題といたします。

提出者より提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（西谷信夫） それでは、議案第35号から議案第48号、宇治田原町農業委員会委員の任命につきまして、14議案を一括してご説明申し上げます。

平成29年7月19日に任期満了となります宇治田原町農業委員会委員の任命につきまして、農業委員会等に関する法律の一部改正に伴い、農業委員の選出方法が公選制から市町村長の任命制に変更となりましたことから、次の14名を委員に任命いたしたく、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定に基づき議会の同意を求めるものでございます。

それでは、議案ごとに委員氏名及び主な経歴につきまして、ご説明を申し上げます。

議員第35号の上田明男氏は、現職の農業委員及び京都やましろ農業協同組合理事であり、同組合から推薦があったものでございます。

次に、議案第36号の森田市治氏は、宇治田原町議会議員を1期4年務められた経歴があり、現在は宇治田原町商工会の会長を務められ、商工会から推薦があったものでございます。

次に、議案第37号の西野仁氏は、認定農家であるとともに、現職の農業委員でございます。

次に、議案第38号の・橋嘉治氏は、認定農家であるとともに、現職の農業委員でございます。

次に、議案第39号の橋本 柁氏は、立川農家組合長であるとともに、現職の農業委員でございます。

次に、議案第40号の・俊夫氏は、過去に3期9年農業委員を務められた経歴がある方でございます。

次に、議案第41号の浅田豊春氏は、現職の農業委員でございます。

次に、議案第42号の垣内英材氏は、過去に名村農家組合長を務められた経歴があるとともに、認定農家でございます。

次に、議案第43号の光島荘次氏は、現職の農業委員でございます。

次に、議案第44号の山中茂治氏は、認定農家であるとともに、現職の農業委員かつ会長職務代理者でございます。

次に、議案第45号の山岡清一氏は、認定農家でございます。

次に、議案第46号の田川俊司氏は、過去に老中農家組合長及び老中水利組合長を務められた経歴がございます。

次に、議案第47号の永井保氏は、認定農家であるとともに、現職の農業委員でございます。

次に、議案第48号の藤田利治氏は、認定農家でございます。

以上、よろしくご審議を賜り、ご同意いただきますようお願いを申し上げます。

○議長（田中 修） ただいま議題となりました議案第35号から議案第48号につきましては、本日は説明にとどめ、質疑は次回といたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 修） 異議なしと認めます。よって、質疑は次回とすることに決定しました。

---

### ◎議案第32号～議案第34号及び議案第31号の一括上程、説明、質疑

○議長（田中 修） 会議規則第37条により、日程第21から日程第24まで、議案第32号から議案第34号及び議案第31号の4議案を一括議題といたします。

提出者より提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（西谷信夫） それでは、議案第32号から議案第34号及び議案第31号の4議案につきまして、ご説明を申し上げます。

議案第32号、宇治田原町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を制定するにつきましては、児童福祉法等の一部を改正する法令が施行されたこと及び人事院規則が改正され規定が追加されたことに伴い、これに準じて、所要の改正を行うものでございます。

改正内容は、改正法の施行に伴う引用条項等を整理するとともに、社会情勢等を鑑み、育児休業に係る期間の再度の延長等ができる特別の事情として、新たな規定を明文化し追加するものでございます。

続きまして、議案第33号、宇治田原町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例を制定するにつきましては、非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令が改正されたことに伴い、所要の改正を行うものでございます。

改正内容は、扶養手当支給額をもとに定められている補償基礎額の加算額について、今般、扶養手当支給額が改定されたことから、当該加算額を改定するものでございます。

続きまして、議案第34号、宇治田原町税条例の一部を改正する条例を制定するにつきましては、地方税法及び航空機燃料譲与税法の一部を改正する法律等が本年3月31日に公布されたことに伴い、本条例について所要の改正を行うものでございます。

主な改正内容は、配偶者特別控除について、所得控除額33万円となる配偶者の合計所得金額の上限を引き上げるとともに、世帯の手取り収入が逆転しないような仕組みを設け、また、配偶者控除及び配偶者特別控除について、担税力の調整の必要の観点から、控除が適用される納税者本人の合計所得金額に新たな所得制限を設けることとする法律改正にあわせ所要の改正を行うものでございます。

続きまして、議案第31号、平成29年度宇治田原町一般会計補正予算（第1号）につきましては、宇治田原町地域公共交通検討委員会からいただきました提言に基づき、本年8月より福祉バスの利用者制限を廃止し、コミュニティバスも含め、誰もが利用できる町営バスとすることに関し、住民への情報提供を行うなどの公共交通利用推進事業費をはじめ、宇治田原山手線整備事業費を追加するなど、早期に対応が必要な事業を中心に補正するものであり、補正額は8,961万2,000円の追加となり、補正後の予算総額を47億2,461万2,000円とするものでございます。

まず、「第1表 歳入歳出予算補正」の歳入につきまして、ご説明を申し上げます。

国庫支出金では、防災・安全交付金3,384万8,000円を追加しております。

府支出金では、国土調査費補助金75万円を追加しております。

寄附金では、社会福祉寄附金3万円を追加しております。

繰越金では、前年度繰越金として828万4,000円を追加しております。

町債では、道路橋梁改良舗装事業債4,670万円を追加しております。

次に、歳出につきまして、ご説明を申し上げます。

総務費では、地域福祉振興基金積立3万円、本年8月から開始する町営バス利用促進

のための公共交通利用推進事業費 1 1 4 万円、コミュニティバスを部分的に町営バスとして運行するコミュニティバス運行支援事業費 5 8 万 2 千円を追加するなど、合計で 1 7 5 万 2, 0 0 0 円を追加しております。

農林水産業費では、地籍調査事業費 1 0 0 万円を追加しております。

土木費では、宇治田原山手線の国道 3 0 7 号以北の工事費用 6, 6 8 6 万円、橋梁点検を行う道路施設長寿命化修繕事業費 2, 0 0 0 万円を追加するなど、合計で 8, 6 8 6 万円を追加しております。

次に、「第 2 表 地方債補正」につきましては、道路橋梁改良舗装事業費において、地方債を活用するため、既定の限度額を増額するものでございます。

以上、よろしくご審議を賜り、ご可決いただきますようお願いを申し上げます。

以上でございます。

○議長（田中 修） 説明が終わりましたので、各議案に対する質疑を行います。

議案第 3 2 号に対する質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 修） 議案第 3 2 号に対する質疑を終わります。

議案第 3 3 号に対する質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 修） 議案第 3 3 号に対する質疑を終わります。

議案第 3 4 号に対する質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 修） 議案第 3 4 号に対する質疑を終わります。

議案第 3 1 号に対する質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 修） 議案第 3 1 号に対する質疑を終わります。

以上で、各議案に対する質疑を終わります。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第 3 2 号から議案第 3 4 号は、総務建設常任委員会に、議案第 3 1 号は、予算特別委員会に、それぞれ付託することにいたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 修） 異議なしと認め、ただいま申しましたとおり、4 議案につきましては、総務建設常任委員会及び予算特別委員会に付託することに決定いたします。

---

### ◎請願第 1 号の委員会付託

- 議長（田中 修） 日程第 25、請願第 1 号、宇治田原町新庁舎建設予定地に関する請願書につきましては、会議規則第 9 2 条により、総務建設常任委員会に付託いたします。
- 

### ◎請願第 2 号の委員会付託

- 議長（田中 修） 日程第 26、請願第 2 号、新庁舎の早期実現を求める請願書につきましては、会議規則第 9 2 条により、総務建設常任委員会に付託いたします。
- 

### ◎意見書第 3 号の上程、説明

- 議長（田中 修） 日程第 27、意見書第 3 号、「テロ等準備罪（共謀罪）」の撤回を求める意見書（案）を議題といたします。

提出者より提案理由の説明を求めます。山本精君。

- 7 番（山本 精） ただいま議題となっております意見書第 3 号、「テロ等準備罪（共謀罪）」の撤回を求める意見書（案）につきまして、提案理由の説明をさせていただきます。

テロ等準備罪、共謀罪の内容の創設を含む組織的犯罪処罰法改正案は、自由と民主主義がかかった重大法案であるにもかかわらず、国会での審議は尽くされていません。

本法案が、具体的に危険な行為があつて初めて処罰するという近代刑事法の大原則を覆し、日本国憲法が保障する思想・良心の自由、表現の自由などを侵害する違憲立法そのものだということです。

5 月 18 日、国連人権理事会が任命した国連プライバシー権に関する特別報告者ジョセフ・ケナタッチ氏から、本法案がプライバシー権や表現の自由への過度の制限になると強く懸念する書簡が総理に届けられました。

菅官房長官は、この指摘は全く当たらない、強く抗議するなど述べましたが、共謀罪が必要な理由として、国際条約の締結や国際社会との連携をあれほど強調しておきながら、全く当たらないと切り捨てる、その姿勢はご都合主義そのものであり、到底許されません。

本法案について、政府はテロ対策のため、一般人は対象にならないなどと説明してきましたが、今やその説明はぼろぼろです。

国際組織犯罪防止条約の作成過程では、日本政府をはじめ G 8 のほとんどの国が、テ

ロリズムは本条約の対象とすべきではないと主張していました。本条約がテロ防止条約でないことは明らかです。

日本は既に、テロ防止のための13本の国際条約を締結し、66の重大犯罪について、未遂より前の段階で処罰できる国内法を整備しています。同条約の締結に法律の新設は不要です。

政府は、組織的犯罪集団や実行準備行為を要件としているから内心を処罰するものではないと主張していますが、いずれも判断するのは警察です。

実行準備行為について、「花見と下見は、外形上区別できないではないか」との問いに金田大臣は「ビールと双眼鏡など、外形上で区別できる」と強弁しました。しかし、「それでは区別にならないではないか」との問いに、今度は「計画に基づくかどうかで判断する」と言い出しました。「外形上区別できる」と説明してきたのに、結局は計画、すなわち内心でしか区別できないことをみずから認めたものにほかなりません。

国会質疑の中で、岐阜県大垣署の市民監視事件や堀越事件など、警察による監視活動の実態が明らかになりました。警察は、違法性が認定されても、適正な職務執行だったと開き直っています。ここに共謀罪が新設されたらどうなるのか。警察が今以上に大手を振って一般市民の監視に乗り出すことは火を見るより明らかです。

今、安倍政権の暴走に対して、物言う市民が声を上げ、野党と市民の共同が広がり、新しい日本の民主主義が動き始めています。共謀罪は、日本の民主主義の発展を恐れ、物言う市民を委縮させようとするものです。しかし、この新しい民主主義の流れを押しとどめることは絶対にできません。

与党側は、16日の衆院法務委員会での参考人質疑直後の17日にも同委員会での法案採決、18日の参議院通過を狙っているとの報道もありますが、「内心」を処罰対象にし、憲法が保障する思想・良心の自由の重大な侵害につながる本法案への、国民の不安や疑念は広がり続けています。世論調査では8割近くが、政府の説明は不十分と答え、今国会で成立させるべきではないという声が多数です。日本弁護士連合会、作家や映画関係者など文化人の団体、映画監督などをつくる「映画人9条の会」、刑法研究者のほかにも、2万6,000人以上の作家・ジャーナリストが参加する国際組織「国際ペン」が本法案に反対する声明を6月5日に発表しました。

議員諸侯におかれましては、それぞれのお立場で、本法案に対する賛否もあろうかと思いますが、このような重大法案を、十分な審議もせず、住民の不安を払拭しないまま、良識の府といわれる参議院で強行採決などすることのないよう、本意見書へのご賛同を

よろしくお願いいたします。

○議長（田中 修） ただいま議題となりました意見書第3号につきましては、本日は説明にとどめ、質疑は次回といたしたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 修） 異議なしと認めます。よって、質疑は次回とすることに決しました。

お諮りいたします。以上で、本日の日程は全部終了しました。本日はこれで散会したいと思います。ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 修） 異議なしと認めます。よって、本日はこれで散会することに決定しました。本日はこれで散会いたします。

次回は6月13日午前10時より会議を開きますので、ご参集のほどよろしくお願いいたしますを申し上げます。

なお、本日付託いたしました議案につきましては、それぞれの所管において十分な審査をお願いいたします。

本日はご苦労さまでございました。

散 会 午前10時32分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

議 長 田 中 修

署 名 議 員 馬 場 哉

署 名 議 員 藤 本 英 樹